

全肢連情報

ZENSHIREN BULLETIN

□編集・発行

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会

〒170-0013

東京都豊島区東池袋1丁目36番7号

アルテール池袋709号

□Publisher ZENSHIREN

TEL: 03-3971-3666

FAX: 03-3971-6079

E-mail: web-info@zenshiren.or.jp

皆様からのニュースのご提供を
心からお待ちしております。

全肢連情報はホームページ「響(ひびき)」でもご覧になれます。URL:<http://www.zenshiren.or.jp>

SNSで障害児・者、肢体不自由児・者の情報交換を **Facebook** <https://www.facebook.com/ZENSHIREN>

父母の会活動のために「自販機設置」拡大の取組を ～北海道肢連協

コカ・コーラシステムの清涼飲料水自動販売機売上からの寄付・還元金は、地域の父母の会の活動を支え、都道府県肢連、全肢連における事業の貴重な財源として活用させていただいています。

北海道ブロックにおいて、自販機設置、売上の状況や設置拡大のヒントを学ぶ「説明会」が、10月10日(土)に札幌市内で開催しました。

説明会には、北海道内の父母の会の役員、会員ほか20名が出席しました。

はじめに、北海道コカ・コーラボトリング株式会社ベンディング・リテール営業本部の阿曾秀司法人営業部担当課長から20分程の説明がありました。

北海道内では、コカ・コーラ自販機売上が、昨年の2019年実績で前年度比99.7%とほぼ同水準であったものの、今年は新型コロナウイルス感染のため、全国、北海道では緊急事態宣言が出され、全肢連関連の自販機が多く設置されている、公共施設や学校などが休業・休校になりました。その影響から、5月の還元金は前年同月比で40%と、過去に経験のない実績となりました。6月以降に休業要請解除となったものの、文教施設などでは前年度比70%での推移が見込まれ、今後も予断を許さない状況です。

この厳しい状況から、2020年の活動の柱として、『還元金という活動資金の仕組みを組織全体に浸透させる』ことを据え、『できることから始める』、それぞれが行動を起こすことで実効のある活動を進めることが望まれます。

『できることから始める』「その1」として、自販機に地域の父母の会ごとにオリジナルの「ラミネートシール」を貼付する取組があります。父母の会会員の気づきがあり・意識が高まるこの取組は、既に昨年からは札幌父母の会がはじめており、シールの実例も紹介されました。地域それぞれに発想を寄せてもらい、北海道コカ・コーラがシール作製と貼付を進める方針です。

さらに「その2」として、地域との関わりが深い父母の会の強みを活かすこと、特に「その3」としてターゲットを絞り、行政や病院、福祉施設などへの声かけによりチャンスやヒントを得ることが期待されます。

一方、当面の目標として、9月以降に前年度の70%をキープする目標を置いてみると、新規に17台の自販機設置が必須であり、厳しい状況を十分に理解する必要があります。来年も、厳しい状況が続くことが予想されます。

このほか、コカ・コーラが有している自販機の種類や、スマホアプリなどソフト面のツールの紹介、北海道内各地で取組をサポートする体制、また、設置可能な最低売上の基準について具体的な説明がありました。

民間企業への設置依頼では、設置による社会貢献をアピールするとともに、還元金の按分方法を先方に決めてもらうなども方法の一つです。

会議に出席した、コカ・コーラボトラーズジャパン・ベンディング事業本部の唐笠勝広営業課長から、「自販機に貼るシールによって、消費者には社会貢献できる選択を提供し、また、社会貢献に関心のある企業に対しては、こうした取り組みが気づきとなり、設置希望の問い合わせもでてくる。」との説明がありました。

穏やかな口調のなかに熱い意気込みが滲む説明があった後には、出席者から、「地元の設置場所もよく知られていなく、設置先へのあいさつもできていない」といった声や「さっそく自販機にラベルシールを取り付ける準備を進めたい」との発言もあり、自販機設置をめぐる知識も得られ、新規設置への取り組みの意欲が新たに兆す有意義な説明会となりました。

北海道肢体不自由児者福祉連合協会としましても、各地域での取り組み状況などの情報をきめ細かに共有を進めながら、『できることから始める』の一步を踏み出す活動を促進して行きたいと考えています。

文責 北海道肢連協事務局長 吉澤季孝



令和3年度予算概算要求の概要を公表

～厚生労働省

厚生労働省は令和2年10月1日に、令和3年度「予算概算要求」の概要を公表した。

令和3年度の厚生労働省障害保健福祉部の所管部分の概算要求額は2兆1,422億円とし、新型コロナウイルス感染症への対応など、緊要な経費として別途要望する事項要求としている。

令和3年度 障害保健福祉部予算概算要求の概要

◆**予算額** (令和2年度予算額) (令和3年度概算要求額)
2兆1,422億円(※1) → 2兆1,422億円 + 事項要求(※2)
※1 臨時・特例の措置分除く。
※2 新型コロナウイルス感染症への対応など、緊要な経費として別途要望しているもの。

◆**障害福祉サービス関係費(自立支援給付費 + 障害児措置費・給付費 + 地域生活支援事業費等)**
(令和2年度予算額) (令和3年度概算要求額)
1兆6,347億円 → 1兆6,359億円 + 事項要求

【主な事項】

■ 良質な障害福祉サービス、障害児支援の確保	1兆5,842億円
■ 地域生活支援事業等の拡充【一部新規】	517億円 + 事項要求
■ 障害福祉サービス等提供体制の基盤整備(臨時・特例の措置分除く)	71億円 + 事項要求
■ 聴覚障害児への支援など障害児支援の推進【一部新規】	4.3億円
■ 芸術文化活動の支援の推進【一部新規】	4.8億円
■ 視覚障害者・聴覚障害者等への情報・意思疎通支援の推進【一部新規】	8.1億円
■ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【一部新規】	8.1億円
■ 発達障害児・発達障害者の支援施策の推進【一部新規】	6.4億円 + 事項要求
■ 障害者に対する就労支援の推進【一部新規】	14億円 + 事項要求
■ 依存症対策の推進【一部新規】	9.8億円 + 事項要求
■ 感染防止に配慮した障害福祉サービス等提供体制の確保【一部新規】	事項要求

(※括弧内は令和2年度予算額)

1 障害福祉サービス等の確保、地域生活支援などの障害児・障害者支援の推進
2兆1,200億円 + 事項要求(2兆1,198億円)

○ 障害福祉サービス等の確保、地域生活支援等

(1) 障害児・障害者に対する良質な障害福祉サービス、障害児支援の確保
1兆5,842億円(1兆5,842億円)
うち障害児支援関係 3,420億円(3,420億円)

障害児・障害者が地域や住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービスや障害児支援を総合的に確保する。なお、障害福祉サービス等報酬改定については、予算編成過程で検討する。

- (2) 地域生活支援事業等の拡充【一部新規】 517 億円 + 事項要求 (505 億円)
障害者の理解促進や意思疎通支援など障害児・障害者の地域生活を支援する事業について、地域の特性や利用者の状況に応じ、事業の拡充を図る。
- (3) 障害福祉サービス等提供体制の基盤整備 (社会福祉施設等施設整備費) 71 億円 + 事項要求 (68 億円)
障害者等の社会参加支援や地域生活支援を更に推進するため、就労移行支援事業等を行う日中活動系事業所やグループホーム、障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等の整備を促進するとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を講じるための整備を推進する。
- (4) 障害児・障害者への良質かつ適切な医療の提供 2,604 億円 (2,604 億円)
心身の障害の状態を軽減し、自立した日常生活等を営むために必要な自立支援医療 (精神通院医療、身体障害者のための更生医療、身体障害児のための育成医療) や障害児入所施設等を利用する者に対する医療を提供する。
また、自立支援医療の利用者負担のあり方については、引き続き検討する。
- (5) 特別児童扶養手当、特別障害者手当等 1,724 億円 (1,724 億円)
- (6) 障害福祉の仕事の魅力発信 15 百万円 (15 百万円) 及び地域生活支援事業等の内数
障害福祉分野における多様な人材の参入を促進するため、障害福祉の仕事の魅力を伝えるパンフレットや動画等を活用した広報を行うとともに、地域の関係機関等と連携し、障害福祉の現場を知るための体験型イベント等の開催を行う。
- (7) 障害福祉分野における ICT・ロボット等導入支援 52 百万円 + 事項要求 (52 百万円)
感染拡大の防止・生産性の向上・介護等業務の負担軽減に向けた取組を促進し、安全・安心な障害福祉サービスを提供できるよう、障害福祉サービス事業所等における ICT・ロボット等の導入を支援する。
- (8) 障害児・障害者虐待防止、権利擁護などに関する総合的な施策の推進
- ① 障害者虐待防止の推進 7.3 億円 (6.1 億円)
都道府県や市町村で障害児・障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、専門性の高い職員の確保や「虐待対応専門職チーム」の活用促進等を行うとともに、地域の関係機関の協力体制の整備、関係機関職員への研修の受講対象者の拡大、障害児・障害者虐待の通報義務等の制度の周知を図ることにより、支援体制の強化を図る。
- ② 障害児・障害者虐待防止・権利擁護に関する人材養成の推進 12 百万円 (13 百万円)
国において、障害児・障害者の虐待防止や権利擁護に関して各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修等を実施する。
- ③ 成年後見制度の利用促進のための体制整備 地域生活支援事業等の内数
成年後見制度の利用に要する費用の補助や法人後見に対する支援等を推進することにより、成年後見制度の利用を促進する。

(9) 重度訪問介護利用者の大学等の修学支援 **地域生活支援事業等の内数 + 事項要求**
重度訪問介護利用者の大学修学支援事業について、重度障害者の修学中のよりよい支援体制の構築等のため、対象業務の拡充に伴う単価の引き上げを行う。

(10) 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援 **8.9 億円 (8.9 億円)**
重度障害者の地域生活を支援するため、重度障害者の割合が著しく高いこと等により訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている市町村に対する補助事業について、小規模な市町村に重点を置いた財政支援を行う。

(11) 障害児支援の推進

① 障害児施策におけるインクルーシブな支援の推進【新規】 **76 百万円**
児童発達支援センター等にインクルーシブ推進員を配置し、障害児又は発達が気になる子どもと保護者が、子ども・子育て施策での受入を希望している際などに、地域の保育所や幼稚園など関係機関と調整するとともに、障害児等が通園するにあたって、安心して過ごせる環境を整備するモデル事業を実施する。その成果をとりまとめ、全国に横展開を図る。

② 療的ケア児への支援の拡充【一部新規】
1.4 億円 + 事項要求 (1.4 億円) 及び 43 百万円 + 事項要求 (54 百万円)
地域において、医療的ケア児を受け入れる体制を促進するため、医療的ケア児等コーディネーターの配置を拡充し、相談体制の整備を進めるとともに、医療的ケア児等への支援者の養成、地域で関係者が協議を行う場の設置、医療的ケア児等に対応する看護職員確保のための体制構築、医療的ケア児等の家族への支援を行うなど、総合的な支援を実施する。

③ 聴覚障害児支援の推進
聴覚障害児支援のための中核機能の強化 **1.7 億円 (1.7 億円)**

(12) 教育と福祉の連携の推進 **地域生活支援事業等の内数**
市町村内における家庭・教育・福祉の連携促進及び地域支援対応力の向上を図るため、発達障害、医療的ケア児等について協議を行う場の設置や福祉機関と教育機関等との連携の役割を担う「地域連携推進マネジャー」を市町村に配置する。

(13) 障害者施策に関する調査・研究の推進 **6 億円 (4 億円)**
障害者施策全般にわたり解決すべき課題について、現状と課題を科学的に検証・分析し、その結果を政策に反映させていくため、調査・研究等への補助を行う。

○ 障害児・障害者の自立及び社会参加の支援等

(1) 芸術文化活動の支援の推進 **4.8 億円 (4.1 億円)**
障害者文化芸術活動推進法（平成 30 年 6 月施行）を踏まえ、芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）を通じた障害者の社会参加を一層推進するため、地域における障害者の芸術文化活動への支援（相談、研修、ネットワークづくり等）を強化するとともに、全国に展開する。

(2) 障害者自立支援機器の開発の促進 **1.2 億円 + 事項要求 (1.2 億円)**
障害者自立支援機器の実用的な製品化を促進するため、企業のシーズと障害者のニーズとのマッチング強化や機器の開発企業に対する支援を実施する。これに加え、コロナ禍における障害者等のニーズを発掘し、課題解決のプロセスを習得するための研修会等を実施する。

(3) 視覚障害者・聴覚障害者等への情報・意思疎通支援の推進【一部新規】

8.1 億円 (3.7 億円)

令和 2 年 7 月に策定された読書バリアフリー基本計画を踏まえ、視覚障害者等が読書に親しめる環境を整備するため、利用しやすい図書の製作や、インターネットを活用した点訳・音声図書の提供等を推進する。

また、令和 2 年 6 月に公布された電話リレーサービス法を踏まえ、公共インフラとして着実な実施を図るため、手話通訳者等の養成の推進や、新しい手話表現の普及などの取組を促進する。

2 地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進

218 億円 + 事項要求 (216 億円) ※地域生活支援事業計上分を除く

3 発達障害児・発達障害者の支援施策の推進

6.4 億円 + 事項要求 (6.3 億円) ※地域生活支援事業計上分を除く

4 障害者に対する就労支援の推進

14 億円 + 事項要求 (14 億円) ※地域生活支援事業計上分を除く

(1) 雇用施策と福祉施策の連携による重度障害者等の就労支援

地域生活支援事業等の内数 + 事項要求

重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても支障が残る場合や、重度障害者等が自営業者として働く場合等で、自治体が必要と認めた場合に、地域生活支援促進事業により支援を行う。

(2) 工賃向上等のための取組の推進

6.1 億円 + 事項要求 (6 億円)

一般就労が困難な障害者の自立した生活を支援する観点から、就労継続支援事業所などに対し、経営改善、商品開発、市場開拓や販路開拓等に対する支援を行うとともに在宅障害者に対する ICT を活用した就業支援体制の構築や販路開拓等の支援等を実施する。

また、全都道府県において、関係者による協議体の設置により共同受注窓口の機能を強化することで、企業等と障害者就労施設等との受発注のマッチングを促進し、障害者就労施設等に対する官公需や民需の増進を図ることに加え、農福連携に係る共同受注窓口の取組を支援する。

(3) 障害者就業・生活支援センター事業の推進

7.9 億円 (7.6 億円)

就業に伴う日常生活の支援を必要とする障害者に対し、窓口での相談や職場・家庭訪問等による生活面の支援などを実施する。

(4) 共同受注窓口を通じた全国的な受発注支援体制の構築【新規】

事項要求

就労継続支援事業所の全国的な受発注を進め、都道府県域を越えた広範な地域から作業等の受注量を確保するため、その取組実績がある法人のノウハウを活かし、その法人が、全国の共同受注窓口の取組事例を収集・整理するとともに、自らも各地の共同受注窓口を通じた全国的な受発注の推進支援を実施する。

(5) 農福連携による障害者の就農促進

① 農福連携による障害者の就農促進プロジェクトの実施

3.5 億円 + 事項要求 (2.8 億円)

② 様々な産業と福祉との連携に向けた障害者就労のモデル事業の実施

17 百万円 (52 百万円)

5 アルコール健康障害対策・薬物依存症対策・ギャンブル等依存症対策等の推進

10 億円 + 事項要求 (9.5 億円)

6 感染防止に配慮した障害福祉サービス等提供体制の確保

(1) 障害福祉サービス等提供体制の継続支援【新規】

事項要求

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から感染者が発生した障害福祉サービス事業所等に対して、職員確保や消毒などのかかり増し経費、都道府県における衛生用品の備蓄、緊急時の応援派遣に係る体制構築を支援する。

(2) 福祉施設における感染防止対策

ア マスク等衛生用品の確保【新規】

事項要求

都道府県等が障害福祉サービス事業所等へ配布するマスクや消毒液等の衛生用品の一括購入、障害福祉サービス事業所等の消毒等に必要な費用を補助する。

イ 個室化等の環境整備【新規】

事項要求

障害者支援施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置や多床室の個室化等に必要の費用を補助する。

ウ 感染防止のための研修等【新規】

事項要求

障害福祉サービス事業所等の職員が医療的見地からの相談を受けられる窓口の設置、専門家による感染症対策や業務継続計画（BCP）作成に係る実地研修やセミナー等を行う。

エ 障害福祉分野における ICT・ロボット等の導入【一部新規】（再掲）

52 百万円 + 事項要求 (52 百万円)

7 東日本大震災等の災害からの復旧・復興への支援

(1) 障害福祉サービスの再構築支援（復興）

1.5 億円 (1.5 億円)

(2) 避難指示区域等での障害福祉制度の特別措置（復興）

15 百万円 (15 百万円)

(3) 被災地心のケア支援体制の整備（一部復興）

69 百万円 (87 百万円) 及び被災者支援総合交付金 (135 億円) の内数

詳細は、厚生労働省ホームページ参照

<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/21syokan/>

医療的ケア児に新区分

～厚生労働省

厚生労働省は 10 月 5 日に開催した「第 16 回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」で、人工呼吸器を使い、たんの吸引などが必要な医療的ケア児をケアする通所事業所の報酬に新区分を設ける方針を明らかにした。

医療的ケア児のうち、自分で歩ける人の見守りを報酬で適切に評価することが狙い。歩ける人は周囲が目を見せないためケアの負担は軽くないが、現行の報酬区分ではその負担を評価できていない。

児童福祉法に基づく通所施設の報酬は、現在は重度の肢体不自由と重度の知的障害の重複した「重症心身障害児」を対象とする施設（重心型）とそうでない施設（一般型）で区分され、重心型の報酬が一般型よりも高い。

自分で歩ける医療的ケア児は重症心身障害児に当たらないため、一般型の通所施設が受け入れても低い報酬での対応を余儀なくされている。新区分は医療的ケア児の必要性を測る現行の指標を改め、医師が見守りの必要度を判定して総合的な点数に反映する。

新区分の報酬は、その総合点に応じて単価を数段階に分けて設定する。医療的ケア児の数は過去 10 年間で倍増し現在約 2 万人。児童の通所施設は児童発達支援センターなど約 7,000 カ所で、その 9 割超が一般型だ。

医療的ケア児を判定する基準はかねて検討課題とされ、18 年度から 2 年間にわたり厚生労働科学研究所の研究対象となっていた。報酬の新区分はその成果をもとに設計する。

検討チームのアドバイザーからは新区分の創設に賛成する声が多かった。退院直後の医療的ケア児が自宅で訪問などの障害福祉サービスを利用するうえで、新区分の判定基準を市町村による支給決定に生かすことにも賛成意見があがった。

このほか、障害児の通所施設の報酬をめぐり、障害児の家族支援の加算を再編すること、自傷行為など行動障害のある人や被虐待児を受け入れた場合に、加算を設けることなどが議論された。

詳細は、厚生労働省ホームページ参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai_446935_00001.html

就労継続支援 A 型、短時間就労も評価

～厚生労働省

厚生労働省は 9 月 24 日に開催した「第 15 回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」で、就労系サービスの見直し案を明らかにした。就労継続支援 A 型事業については、短時間勤務を希望する障害者を受け入れることも報酬上の評価に反映する。2018 年度の改定で、障害者の 1 日の平均労働時間が長いほど A 型事業所に入る基本報酬を高くしたが異論があがっていた。21 年 4 月の改定では労働時間だけでなく複数の指標を点数化し、点数の高低で基本報酬にメリハリをつける方針だ。

想定する指標は「1日の平均労働時間」のほか「短時間勤務希望者の受け入れ状況」「キャリアアップの仕組みの有無・内容」など。体調が安定しない精神障害者は長時間働くのが難しい例があることを考慮する。

そうした人を受け入れても、現在の報酬の仕組みでは評価されにくいことが問題視されていた。そこで厚生労働省は今後、指標ごとの点数の合計点によってその事業所の基本報酬を決めることを提案。アドバイザーからは異論はなかった。

雇用契約を結ばずに働く就労継続支援B型事業も、同様の理由から18年度改定の修正を厚生労働省は模索する。

障害者に支払う工賃の平均月額に応じて、事業所の基本報酬を決めることとしたのが18年度改定だが、現場からは反対意見が続出。安定して稼げない障害者は事業所に通いにくくなる懸念が指摘されていた。

21年度改定では平均工賃に応じた報酬体系とは別に、事業所の定員数に応じて報酬に差をつける体系を設ける考え。事業所ごとに現行体系か新体系かを選べるようにする。

ただし、新体系の報酬は総じて低く抑えられる見込み。検討チームのアドバイザーからは、事業所ごとにどちらを適用するか振り分けるのは難しいとする意見があがった。

厚生労働省はこのほか、「就労移行支援事業」「就労定着支援事業」の見直し案も示した。

また、就労系サービスに共通する事項として、新型コロナウイルスによる事業所実績の落ち込みを21年度の報酬算出に反映しなくても良いこととする考えを明らかにした。

新型コロナウイルス感染を防ぐため、通いではなく在宅で就労系サービスを利用する際の要件も緩和する。

移動円滑化評価会議報告「肢体不自由」 ～国土交通省

国土交通省の「第4回移動等円滑化評価会議」が9月28日にオンライン会議形式で開催された。この会議は、平成30年の改正バリアフリー法において、定期的にバリアフリー化の進展状況を把握し評価することを定め設置されたもので、構成員は関係行政機関及び高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者で構成されている。また、本省での評価会議の下に全国10の地方運輸局に「地域分科会」「特性に応じたテーマ別意見交換会」が設置されている。

今回の評価会議では主に下記の内容について意見交換が行われた。

- ① 移動等円滑化評価会議等における主な意見
- ② 移動等円滑化評価会議等における主な意見と国土交通省等の対応状況
- ③ 移動等円滑化に関する好事例・先進事例の共有
- ④ 国土交通省における最近の主な取り組み
- ⑤ その他

詳細は、国土交通省ホームページ参照

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000160.html

バリアフリーのソフト基準を改正「車椅子固定」作業など義務付けへ ～国土交通省

国土交通省は10月7日に、公共交通事業者が提供する高齢者、障害者が移動するためのソフト基準を新設するなど、公共交通移動等円滑化基準省令を改正すると発表した。

バリアフリーのハード基準に基づいて整備された車両や旅客施設のうち、設備の構造上の問題、運行の安全や旅客の安全確保の観点から、旅客が利用するには公共交通事業者の職員などが操作する必要のあるものについては、役務の提供を義務付ける。

具体的には、旅客施設や車両に設置された渡し板やスロープなど、車椅子使用者が車両に乗降する際に必要な設備や、バス車両や船舶の車椅子スペースに設置された、車椅子を固定するための装置。

乗合バス車両、福祉タクシー車両などにハード基準で設置が義務付けられた文字で意思疎通を図るための設備については、聴覚障害者の求めに応じて役務の提供を義務付ける。

ハード基準で設備の設置の代わりに職員が人的対応を行うことで適用除外とされている福祉タクシー車両などは、人的対応をする役務の提供を義務付ける。

また、ハード基準で設置が義務付けられる車両などの運行情報提供設備は、文字及び音声で提供することを義務付ける。

旅客施設の休憩設備や、鉄軌道車両、乗合バス車両などの車両で、優先席を設置する場合、付近に優先席の対象となる者を表示することを義務化する。

これらの改正についてパブリックコメントを実施し、2020年12月に公布して2021年4月1日に施行する。

第1回共生社会におけるトイレの環境整備に関する調査研究検討会 ～国土交通省

国土交通省は10月9日に、第1回共生社会におけるトイレの環境整備に関する調査研究検討会がオンラインで開催した。

この検討会は、本年のバリアフリー法の改正で、国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用の推進」が追加されたことを受けて、トイレの適正な利用を進めていくことを目的として設置された。

冒頭、座長から、「2011年にトイレの機能分散について初めて言及し、調査をしてガイドラインに反映された。その後、東京2020オリンピック・パラリンピックの施設整備など様々な新しい動きがあった。それらを踏まえて、公共トイレ整備のあり方について議論し、ガイドライン等へ反映させていきたい」と挨拶があった。

今後、10月～11月に好事例のヒアリング、現地調査、グループインタビューを実施し、12月10日に第2回検討会を開き、最終とりまとめを1月中旬ごろ確定する予定である。

詳細は、国土交通省ホームページ参照

https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_000251.html

重度障害者が働くを受けられなくなる介助を、埼玉県さいたま市は市独自で提供してきた。10月から国と県からの補助が受けられるようになり対象が広がったことから、新たな利用者を募集することを明らかにした。導入を検討している他の自治体の多くは準備中で、同市は単独事業で先行する形となっている。

重度障害者は24時間、介助を受けられる「重度訪問介護」を使えるが、仕事をする時には使えない。このため、さいたま市は昨年度、重度障害者が在宅でリモートワークをする際の介助費用を負担する仕組みを単独事業で作った。今年度は5人が利用している。

働く重度障害者の介助は、昨年の参院選で初当選した2人の国会活動をきっかけに加速した。対応を迫られた厚生労働省は、自治体が障害者福祉のために行う「地域生活支援事業」の対象に、通勤・就労時の身体的な介護を追加することなどを決め、これを10月に適用することになっていた。

厚生労働省は、8月の社会保障審議会障害者部会で、13市町村（千歳市（北海道）、さいたま市（埼玉県）、我孫子市（千葉県）、長野市・南箕輪村（長野県）、豊橋市・豊川市（愛知県）、四日市市（三重県）、松江市（島根県）、備前市（岡山県）、宇部市（山口県）、三木町（香川県）外1市）が10月に実施予定と報告していたが、公表された12市町村に新聞社が確認したところ、10月スタートしたのは、さいたま市だけだった。多くが「準備中」などで、香川県三木町は「制度は整えたが利用者がいない」と答えた。

国の事業では職場や通勤の支援も可能だが、さいたま市障害支援課も「職場でどのような支援が必要なのかが把握できていないため、職場での介助はこれから」としている。

さいたま市によると、国と県から最高で4分の3の補助がある。対象者は単独事業の時の週20時間以上働く人から週10時間以上に広がった。自営で働く人も対象になった。市は新たな利用者の募集を進める。

この制度を前提に、10月から在宅で週2日程度働く予定の女性は、近く申請する。「短時間でも働きたいという思いを理解してくれた市に感謝しているが、時間の制限をせずに、望む人が当たり前利用できる制度になってほしい」と話した。

「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」については

第100回社会保障審議会 障害者部会「資料2」参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000195428_00020.html

【イベント情報】第5回 Online バリフリ BOX

～徳島県肢連

徳島県肢連では、さわやかレクリエーション事業を活用して、障害児者のモノと情報と遊びの広場「バリフリBOX」を開催しています。

福祉機器展示やセミナーなどの有益な情報を発信するイベントとして毎年開催していますが、5回目となる今年は新型コロナウイルス感染防止に配慮してオンラインで開催します。全国各地からどなたでもご参加いただけます。

プレイベント 2020年10月25日（日）13:30～15:15

メインイベント 2020年11月22日（日）10:00～17:00

「福祉機器 Web2020」をオンラインで開催 ～保健福祉広報協会

全国社会福祉協議会と保健福祉広報協会は、国際福祉機器展 H.C.R2020 の代替として、最新の福祉機器情報を提供するオンラインイベント「福祉機器 Web2020」を開催する。

最新の福祉機器や関連情報のほか、さまざまな福祉分野に関する現状報告や課題をテーマにしたウェビナー（Web セミナー）に参加できる。

【開催概要】

会 期：2020年10月21日（水）～ 2020年末

※出展社・製品情報は会期後も閲覧可能

公開場所：H.C.R. Web サイト（保健福祉広報協会運営） <https://www.hcr.or.jp/>

閲覧方法：どなたでも閲覧・参加可能（無料）。

【10月配信について】

- ・21～23日 はじめての福祉機器 選び方・使い方セミナー ミニ
- ・21日 認知症高齢者へのアートを活用した支援にみる可能性
- ・22日 ニューノーマル時代の福祉とICT ～時間と空間を越える福祉へ～
- ・23日 新型コロナウイルスに負けないための福祉施設環境整備のポイント

【11月配信について】

- ・就労をめざす障害のある人に伝えたい最新動向～在宅就労等多様な可能性を展望して～
- ・在宅介護サービスの人材定着に資するICT活用について
- ・障害者雇用をすすめる～企業に役立つ募集・定着のワンポイント～

【先行配信予定】

- ・一般家庭の介護で腰痛にならないための基本技術

「奈良県障害者大芸術祭」開催のお知らせ ～奈良県

奈良県では、毎年9月～11月に「奈良県大芸術祭・奈良県障害者大芸術祭（Nara Arts Festival）」が開催されている。

そのイベントの一環として、全国の障害のある方の作品でカラフルな「幡（ばん）」を制作し、東大寺大仏殿前に掲揚する「ビッグ幡 in 東大寺」の作品募集が始まった。

今年は、集まった作品の中から64作品を選考会で選び、デザイン布地に仕立てて大きな「幡」を製作する。あなたの作品が東大寺大仏殿前ではためくかもしれません。

本芸術祭の推進会議委員に奈良県肢連会長も参画している。

※「幡（ばん）」とは、寺院の重要な法要の時に使われる「旗」のこと。仏や菩薩を荘厳・供養するために用いられ、平和を祈る魔除けの意味があると言われている。

詳細は下記ホームページ参照

<https://nara-arts.com/18257-2/>